最高裁判所一般規則制定諮問委員会 議事録（第3回）

（最高裁判所一般規則制定諮問委員会幹事）

1. 日時

平成14年10月22日（火）14:00～17:20

2. 場所

最高裁判所大会議室

3. 出席者

（委員）青木昌彦，磯村保，遠藤光男［委員長］，北野聖造，曽我部東子，龍岡資晃，鶴岡啓一，中田昭孝，長谷川眞理子，長谷川裕子，土方健男，堀越みき子，堀籠幸男，堀野紀，前田雅英，松尾邦弘，宮本康昭（敬称略）
（幹事）一木剛太郎，金井康雄，鹿子木康，小池裕，竹崎博允，寺田逸郎，中山隆夫，野山宏，明賀英樹，山崎敏充

4. 議題

（1）準備会の報告
（2）協議
（3）今後の予定等について

5. 配布資料

（資料）

8. これまでの議論の整理等に関するメモ・その2

9. 検討すべき主な論点

10. 簡易裁判所判事の選考手続について

11. 裁判官の人事評価制度の検討状況について

議事

【遠藤委員長】それでは定刻でございますので，第3回の委員会を開催させていただきます。

本日は，戸松委員，宮崎委員及び宮廻委員がご欠席のようでございますが，定足数である3分の1を満たしていることをご報告申し上げます。

それではまず，前田委員から，準備会の打合せの結果についてご報告をいただきたいと思います。

【前田委員】10月7日に一木，金井，小池，野山，明賀各幹事と私の6人で会合を持ちまして，それから，私は所用で欠席したんですが，10月17日にも遠藤委員長にお加わりいただきまして会合を持ちました。これらの結果を踏まえて作成したものがお手元の資料8「これまでの議論の整理等に関するメモ・その 2.)」でございます。

【遠藤委員長】次に，最高裁が，司法制度改革推進本部の法曹制度検討会におきまして，当委員会の協議状況を過日説明されたとのことでございますので，その結果を幹事の方からご説明いただきたいと思います。

【小池幹事】10月8日の司法制度改革推進本部の法曹制度検討会におきまして，最高裁から当委員会の検討状況の説明をいたしました。お手元にグレーのファイルがございます。その中に最高裁が提出しました検討会用の資料がつづられてございます。これに基づきまして，当委員会で前回までに確認されました事項を中心に説明した次第でございます。また，司法制度改革推進本部事務局からも，ここにあります「検討のたたき台（案）その1」という資料に基づいて説明がございました。これらの説

明に対し，検討会で意見交換がされたわけでございますが，たたき台の案，あるいは最高裁から説明申し上げましたところで異議はございませんでした。ご参考までに，この検討会の議事概要も資料として用意いたしましたので，ご参照ください。

【遠藤委員長】それでは，私の方から，冒頭に本日の議事進行についてご了解を得ておきたい点がございます。

事務局としては，できる限り12月24日の委員会において最終要綱案を確定したいとのことでございます。そうなりますと，次回11月22日の委員会には，準備会においてお作りいただいた暫定的な要綱案に基づいて，最終的な詰めの作業に入らざるを得ないと思われます。

そこで，本日は資料8のメモのうち，「検討すべき点」と書かれております事項全部について，順次一通りご審議いただきたいと思います。その主な論点を要約したものが資料9のメモということになるわけですが，この項目だけでもざっと数えてみると何と20項目に達します。本日の審議時間は約3時間，180分ですが，休憩時間等々入れますと実質わずか160分程度しかございません。もちろん軽重さまざまな問題が含まれておりますので，このような言い方をするのが大変乱暴なことはよく承知しておりますが，割り算をいたしますと1項目あたり平均してたったの8分間程度にしかなりませんので，ぜひとも効率的なご審議，率直に申し上げますと，ご発言はなるべく手短に，簡潔にお願いしたいということを前もってお願い申し上げたいと思います。

もっとも拙速主義だけは何としてでも避けたいと思っておりますので，重要論点について意見が分かれた場合には，少なくとも本日の段階におきましては，私の方で強いて最終的な結論を集約することなく，両論併記という形で暫定的な要綱案を作っていただきまして，改めてあと2回の委員会において最終的な結論を得ていくという，そういう方法をとりたいと思っております。

ただし，両論併記事項が余りにも多く残るということは決して望ましいことではございませんので，大方のご意見が集約されているというふうに思われる場合には，適宜私の方から当委員会の意見として取りまとめさせていただきたいと思いますので，その点ご了承いただきたいと思っております。

それでは，資料8及び9のメモに基づきまして順次ご議論いただきたいと思います。た

だ，資料9の論点メモのうち，上から8行目以下の「委員会の組織，構成」の部分と12行目以下の「委員会の運営方法，権限等」の部分，この両者については順序を入れ替えてご審議願いたいと思います。委員会の組織，構成等は，その運営方法や権限事項いかんによって初めて確定し得るという性質のものと思われますので，入れ替えをご了承いただきたいと思っております。

それではまず，前回からの継続案件ということになっている，委員会の審議の対象とすべき裁判官の範囲から始めたいと思います。

問題となるのは，高裁長官，簡易裁判所判事及び短期間身分を離れて復帰する裁判官の3類型ということになるわけでございますが，これらの職務の内容とか指名の実情等について，私どもは互いに共通の認識を持っておいた方が有益であると考えられますので，最初に山崎幹事から，これらの点について若干ご説明をしていただきたいと思います。

【山崎幹事】それでは，高裁長官，簡裁判事の職務内容，あるいは簡易裁判所判事選考委員会による簡裁判事の選考任命の方法等についてご説明させていただきます。

まず，高裁長官は，裁判所法によりますと，下級裁判所の裁判官のうち，高裁の長たる裁判官ということで，そのほかの裁判官であります判事，判事補，簡裁判事とは別の官とされておりますが，その任命資格を見ますと，これは裁判所法42条に規定がございますけれども，判事と全く同一でして，裁判官としての権限は基本的に判事と異なるところはございません。

ただ，高裁長官は，高裁の裁判官会議の議長となるという点で他の判事と異なる権限を有するなど，高裁の行う司法行政事務を総括する権限を持っておりまして，実際にも，高裁長官の執務内容は，ほとんどすべて高裁における司法行政事務となっているのが現状でございます。

そうした高裁長官は，全国8か所の高等裁判所に各1名ずつ任命されるわけですけれども，その任命のための指名が行われるのは，定年退官で欠員が生じたとか，あるいは高等裁判所長官から最高裁判事に就任するということで欠員が生じたとか，そういった場合に限られておりまして，定期的に任命あるいはそのための指名を行うと

いうことはございません。

高裁長官の補充の必要が生じた場合には，速やかに裁判官会議で通常2名の候補者を決めまして，名簿を作成し，これを内閣に送りますと，内閣はその名簿の中から高裁長官の任命を行うということになるわけでございます。なお，高裁長官の任命は，天皇がこれを認証するものとされております。

今の指名のための最高裁判所の裁判官会議でございますけれども，判断資料としては，候補者の略歴といったものを用意しまして，それまで候補者が裁判官としてやってこられた仕事ぶりですとか人格，識見等に関する説明をしております。実際には，裁判官として長いキャリアのある方が候補者となるわけでして，いろいろなポストで活躍されてきた方，いわば著名な裁判官ですので，それほど詳しく説明しなくても大体おわかりいただけるというのが現状です。

次に，簡裁判事の職務内容，簡易裁判所判事選考委員会による簡裁判事の選考，任命の方法等についてご説明したいと思います。

まず，ご存じのとおり，簡裁は国民に身近な裁判所として，少額，軽微な事件を簡易な手続で迅速に解決することを目的として設立されておりまして，簡裁判事が単独で事件を取り扱うということになっております。その簡裁判事が取り扱う事件ですけれども，こうした簡裁の機能を生かすということで，民事事件でありますと，訴訟の目的の金額が９０万円を超えない訴訟，あるいは民事調停事件などがございます。また，刑事事件でありますと，軽微な公判事件，これは罰金以下の刑に当たる罪，あるいは窃盗などの罪の公判事件ということになるわけですが，そういった公判事件，それから略式手続という，罰金以下の刑に当たる罪につきましては，公判を開かずに書面審理によって５０万円以下の罰金または科料を科するという簡易な刑事手続がございまして，そういったものも担当しております。そのほかに令状請求事件なども担当しております。

そこで，簡裁判事の選考任命の手続のご説明ですが，お手元に資料１０として簡単な資料をお配りしていると思いますので，それをごらんいただきたいと思います。

裁判所法４５条に根拠がございますが，「多年司法事務に携わり，その他簡易裁判所判事の職務に必要な学識経験のある者は，最高裁に設置された簡易裁判所判事選

考委員会の選考を経て，簡易裁判所判事に任命されることができる」とされておりまして，これを特任簡易裁判所判事などと呼んでおりますが，こういった簡易裁判所判事の選考任命の基本的な方法の概略は，これから申し述べるとおりでございます。まず，資料にありますとおり，各地裁に設置されております簡易裁判所判事推薦委員会で，候補者，これはそれぞれの庁に簡易裁判所判事への任官希望を申し出た者ということになりますけれども，その候補者の人物，識見が簡易裁判所判事として適当か否かの審査をいたしまして，適当と認める者を，高裁長官を経まして，最高裁にあります選考委員会に推薦するという手続がとられます。その上で，このようにして推薦された者を対象といたしまして，選考委員会におきまして選考手続が行われるわけでございます。

ただいま申し上げました推薦委員会の委員の構成は，資料にありますとおり，通常８人ということですが，東京地裁だけは規模が大きいということで，例外的に１２人ということになっております。さらに，最高裁に設置された選考委員会の委員は9人，内訳は最高裁判事3名，東京高裁長官，次長検事，弁護士2名，学識経験者2名ということになっております。ちなみに，今年の委員会では，委員長は検察官出身の最高裁判事がお務めになられております。

選考委員会におきましては，まず，推薦された者に対しまして，第一次選考として論文式の筆記試験を行っております。筆記試験は，憲法，民法，刑法，民事訴訟法，刑事訴訟法の5科目について行われます。この筆記試験の合格者を対象にいたしまして，第二次選考として，法律学に関する考試，これは法律試問と言えようかと思いますが，それと人物考査が行われます。

　法律試問につきましては，簡裁判事として取り扱うことが多い実務的な問題を中心にいたしまして，民事，刑事の両分野において，その職務に必要な学識経験を有しているか否かを口述の方法でチェックするということをしております。

それから，人物考査でございますけれども，これも口述の方法によるわけですが，身上，経歴等，一般的事項に関する試問を行いまして，候補者の人物，識見が簡易裁判所判事にふさわしいものであるか否かの検証を行っています。こういう第一次選考，第二次選考の結果を総合いたしまして，選考委員会において適任者を選考するわけ

でございます。
ところで，今申し上げました第二次選考のうちの人物考査の関係でございますが，これは今まで委員の面前でやっておりましたが，どうしても人数の関係で時間的な制約がありまして，人物，識見の把握において必ずしも十分とは言えない面があったということがございまして，もう少し充実した考査をしようということで，今年度からこの方式が改められました。すなわち，第一次選考の合格者を対象にいたしまして，まず各高裁におきまして，高裁長官による口頭試問を十分な時間をかけて行い，その結果を踏まえまして，さらに選考委員会の一部の委員が口頭試問を行いまして，今申し上げました2回の口頭試問の結果を選考委員会における判定に活用するという，そういうやり方に変えていただきました。こうした方式をとることにより，任官希望者の法律的な素養だけではなく，簡裁判事としての適否全般について，より充実した情報に基づいて実質的に審議することができるようになったと思っております。
ちなみに，今年の選考の状況を申し上げますと，口頭試問を受けた人数は６３人でございましたが，そのうち５０人が合格，１３人が不合格となっております。不合格者の割合は２０％強ということで，こういう人たちは，人物考査の結果も踏まえた上で，簡裁判事には適当ではないということで不合格になったということでございます。
私どもとしては，今年，方式が変わりましたので，その状況等もよく検証しながら，今後ともこういう人物考査を充実させていきたいと思っております。
【遠藤委員長】ただいま山崎幹事から，高裁長官並びに簡易裁判所裁判官の職務内容や従前の選考方法等についてご説明がありました。
まず，高裁長官を対象とするか，対象から外してよいかどうかという点に絞ってご意見を承りたいと思います。この点については，既に前回の委員会におきまして何人かの方からご発言いただきましたが，今日はできれば前回ご発言いただいていない方にご発言いただきたいと思います。なお，前回ご発言いただいた方でも，今日の段階でぜひともこれだけは補足的に説明をしておきたいという方がおられれば，もちろんご発言くださって結構でございます。
【鶴岡委員】私は外していいと思っております。
【堀越委員】私も原則として外していいという考えでございます。

その理由を簡単に申し上げますと，この委員会の設置の趣旨と申しますのが，基本的には国民の権利義務を最終的に確定する裁判権を行使するにふさわしい人であるかどうかということをチェックすることにあると思います。
そうしますと，先ほど山崎幹事からお話がございましたように，裁判権を行使するという点では，判事の任命資格と高裁長官の任命資格とは同様だということでございます。判事についての適格性の審査というのは，高裁長官になられる方でしたら２回ないし３回くらいはチェックを受けていらっしゃるというふうに考えられますので，そこで改めて司法行政の職務を行う者としての適格性の審査を，裁判権を行使する裁判官，判事としての適格性の審査とは別に，果たして審査の対象にするのが相当であるかというふうに考えますと，それは必ずしも相当でないのではないかと思います。高裁長官への任命は，もっぱら人事の問題であって，裁判権の行使にふさわしい判事であるかどうかをチェックすべき委員会の設置目的とは必ずしも合わないのではないかというふうに考えます。その点では，原則として範囲に入れなくてもよいと思います。例外として，前回ちょっと宮本委員から話が出ていたように思いますけれども，突然弁護士の中から高裁長官になりたいというような希望が出されてきた場合に，その人は従前裁判官ではありませんから，判事，裁判官としての適格性についての審査はまだ受けていないということになります。そういうような場合には，審査の対象にするべきだと思いますが，その場合も高裁長官としての適否を審査の対象にするのではなくて，裁判官，判事として裁判権を行使するにふさわしい人かどうかという，その適否を審査の対象にすれば十分であると考えます。
【土方委員】今のお話はもっともだと思うのですけれども，一般の国民の目から見た場合，本来ですと裁判官の独立というのがあって，司法行政が判決などに影響していないということだと思うのですけれども，全体として何らかの影響があるんではないかというふうに見られていると思います。結果的には変わらないかもしれませんが，この委員会を通ることによって，そういう第三者の目も経た高裁長官が誕生しているという形の方が，いわゆる国民の目から見ると納得性があるんではないかというふうに私は考えております。
【堀野委員】土方委員とほぼ同意見ですけれども，結論的には堀越委員と同じです。

要するに，司法行政という形を通じて，裁判所の運営，それから裁判全体，ひいては国民の権利義務には全体として影響がある問題だろう。ただ，現状からいって，運用上，今すべての高裁長官の任命のときにそれを開かなければならないかということになると，私は必ずしもその必要性はないだろうというふうに思います。

この前でしたか，龍岡委員がおっしゃったように，これは私たちも外すだけの論理的な根拠はないだろうと思いますので，一応入れておいた上で，新しくできる委員会の運用上の方針としてお決めになればよろしいのではないかというふうに思っています。

【前田委員】私も堀野先生と同じような意見なんですが，ただ先ほどのご説明にありましたように，定期的でないということが，非常に私はテクニカルようで重要だと思います。後で出てくる運営に絡むのですが，この委員会がどの程度の密度でどの程度の負担を負いながら審議していくかということとあわせて考えたときに，国民からこの委員会を通したことがプラスになるというか，国民の期待に沿うということはそのとおりだと思うんですが，それによって得られるメリットに比べますと，これを組み込んでおいて，随時高裁長官が替わるたびに委員会が開けるだけの態勢をとっておくことのデメリットの方が私は大きくなり過ぎるのではないかと思います。決してそれを国民の目から隠そうなどということにはならないと思うんですね。

かなり最高裁判事になられたりとか，定期的ではない異動があって，片一方で再任の問題，それから新任の問題をこなしていかなければいけない。そうしますと，結論としては，できる限り国民の目に信頼感を与えることは大事ですけれども，高裁長官を外しても，テクニカルなデメリットと比較しますと，納得していただける範囲内ではないかというふうに考えております。

【遠藤委員長】皆さん方のご発言を総合いたしますと，数の上では，外してよろしいのではないかというご意見が多いように思われます。しかし，事柄は高裁長官を外していいかどうかという重要問題でございますので，この問題については，本日の段階では強いてその意見を一本化することなく，両論併記といいますか，あるいはバリエーションとしては前回龍岡委員がおっしゃり，今日堀野委員がおっしゃったような選択肢も含めた要綱案を作っていただいた上，進行させていただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と声あり）
それでは，簡易裁判所判事の問題についてご意見を承りたいと思います。これも先ほど申し上げたように，できれば前回ご意見をお述べいただいていない方にご発言いただきたいと思いますが，もちろん今，山崎幹事から新たなご説明もございましたので，前回ご発言いただいている方も補足的に何かご発言いただきたい方があれば，ご遠慮なくお述べいただいて結構です。
【宮本委員】現在選考委員会をパスした人で簡裁判事に採用されないという人がおられるのかどうか，おられるとすれば大体どのくらいか。もし現行の簡裁判事選考委員会での選考で十分機能を果たしているということになると，選考委員会がいわゆる指名諮問委員会の機能を兼ねることになりますので，その場合に選考委員会の委員構成についてもう一回考え直す，例えば改組するというようなことを考えるべきだと思います。
【遠藤委員長】山崎幹事の方から，お答えになれる範囲内でお答えいただければありがたいと思います。
【山崎幹事】ちょっと手元にデータがございませんが，私の記憶ということで申し上げさせていただきますと，この選考委員会の選考をパスした者は，ほぼ自動的に任命されるという形になっていると思います。ただ，例えば選考の後の健康診断で非常に重大な健康上の問題が発覚して，簡易裁判所判事の任に耐えないのではないかという疑いが生じた場合には，もちろん任命されないということがあり得るわけでして，過去にこのような例もございました。そういった例外的な場合を除けば，ほぼ自動的に任命されるということになっていると思います。
【堀越委員】私は結論としては対象としなくてもよいと考えます。先ほど山崎幹事からご説明があったように，現在では，この諮問委員会が立ち上がってからやるのとほぼ同じような選考方法をとっていらっしゃるということもございますし，私が推薦委員会のメンバーであったときの経験からしましても，決して推薦委員会は形骸化しているわけではございません。その地裁管内の弁護士会の会長などは大体地域に根ざして仕事をしていらっしゃいますので，一般の裁判所の職員の質についても大変よくご存じで，推薦委員会においてもよい質問をなさいますし，非常に適切なご意見を述べら

れたりされます。そこでの様々なデータが，選考委員会にかなりいいデータとして上がっていくように思います。そういうことを経て，なお選考委員会で先ほどのように人物のチェックもしていらっしゃるということであれば，これは重ねて諮問委員会の諮問に付すということは屋上屋を重ねるようなものでありますので，これは外して構わないというふうに考えます。

【長谷川裕子委員】私は国民が司法に参加するとか，それから透明性を確保するということであると，すべてのことに関して何らかの形で委員会を経ることが必要だというふうに思っております。

その上で，簡裁判事の場合にはこういう形で現行のものがあるわけですけれども，今回さらにということになると，屋上屋を重ねるのではないかというふうに思います。しかし，そうだとすると，現行の制度を今度つくろうとしている委員会に限りなく近いものにしていくということが必要なのではないかと思います。

そこで，先ほど宮本委員がおっしゃられましたように，現行のものについて，委員構成などを考える必要があるのではないかというふうに思います。

【遠藤委員長】今の長谷川委員のご発言の趣旨は，確かに選考委員会というものが存在し，新しく立ち上げられる委員会と同じような仕事をしているとのことであるが，選考委員会の構成であるとか，選考の実態というものを限りなく新しい委員会と同じような形に近づけることができるならば，まさに屋上屋を重ねるということになるかもしれない。しかし，その実態が乖離するのであれば，必ずしもそうならないのではないか。だから，一種の条件つきといいますか，先ほど山崎幹事から，選考委員会の最近の実態は昔とはかなり違ってきましたよというご発言がありましたけれども，それをさらに発展させるというような前提条件が整備されるならば，新しく立ち上げられる委員会の職務権限として簡易裁判所判事の選考を入れる必要性はないだろうと，こういうふうに伺ってよろしいんでしょうか。

【長谷川裕子委員】結構です。

【磯村委員】簡易裁判所判事の選考委員会の性格には恐らく二面性があって，1つは法律的な能力のチェックという面と，もう1つは，裁判官としての適否のチェックという面があるのだろうと思います。したがって，これを分けてしまうというのは余り機能的

ではなく，この選考委員会の形を残した上で，委員の構成を工夫するというのが最も実際的な解決ではないかと思いますし，こちらの委員の９人も法曹関係者プラス学識経験者ということですので，諮問委員会の構成とのすり合わせができれば，こういう形で手続を別にすることに支障がないのではないかと考えております。

【鶴岡委員】私も大体皆さんの意見に賛成で，大体委員長のおまとめと同意見です。

【遠藤委員長】この問題については，できれば両論併記ということではなく，私が以下申し上げるような形で，今日の段階で取りまとめさせていただければと思います。簡易裁判所判事選考委員会は資格付与のための委員会であるかもしれないが，現実には指名を前提とした審議が行われている。そうなると，実質上は新委員会での審議と同じようなものになるのではないか，つまり屋上屋を重ねることになりはしないか。また，最近の実情について伺ってみると，昔とは違って，大分実質的な審議をするよう改革されているようである。そこで，さらに，選考委員会の委員の構成や選考のあり方というものを，新しく立ち上げられる委員会と同じような形に近づくよう改革していただくということを前提条件として考えるならば，同じような仕事を両委員会でやるということはいかがなものであろうか。

また，簡易裁判所判事としての職務の特質性や新委員会としての判事や判事補任官についての審議についての負担増，実質的な審議をそちらの方に集中するという観点からするならば，先ほど述べたような条件整備を前提として，簡易裁判所判事は審議の対象から除いていいのではないか。このように取りまとめさせていただければありがたいと思いますが，いかがでございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

次に，短期間裁判官としての身分を離れて復帰した裁判官についてのご議論を承りたいと思います。

文字どおり短期間で復帰した裁判官については，特段の事情がない限り，その間に裁判官としての資質，能力が大きく変化するものとは思われませんので，原則として，これを除外してもよいと思いますが，いかがでしょうか。

　もっとも，短期間といってみても，どの程度の期間を意味するのか，皆さんの受け止め方も一様ではないと思われますので，そのような一般的コンセンサスが得られる

としても，具体的にこれをどのように定めることとするのか，難しいところです。

　例えば，期間を区切るのも一つの方法だと思われますし，あるいは，復帰してくる裁判官については，一応最高裁から委員会に対しその旨を通知し，一定期間内に委員会から諮問を求める旨の回答がない限り，最高裁としては，委員会に諮問にかけることなく指名することができるとすることも一つの方法かもしれません。いずれにせよ，極めてテクニカルな問題ですので，取りあえず，要綱案を作っていただいた上で，さらにご審議いただきたいと思いますが，いかがでしょうか。

【青木委員】２点あるのですが，１つは，例えば外国に留学されるとか，あるいは民間で研修されるとか，法務省に出向されるという形で，裁判官としての資質を高められるような機会を持たれることは，非常に重要なことだと思うので，そのたびに再審査する必要はないと思いますが，ただ短期間というのはあいまいで，きちっと２年とか３年という年限を決めた方がいいのではないかというふうに思います。

例えば，これはちょっと違う分野に属することではありますが，私はアメリカの大学に長くおりまして，大学の教授が政府に出向したりということがままありますけれども，このときに２年を超えるかどうかということは非常に大きな問題になっていまして，２年間というようにきちっと強制力をもって決めないと，大学の統合力がなくなるということで，例えばハーバード大学でも大使に出向したり，あるいは大統領の経済諮問委員会なんかに行っておりましても，２年たったら帰るか帰らないか，そこで大学教授の資格を放棄するかどうかという決断をするわけです。私は裁判官の任官のようなことに関しましても，そこははっきりとけじめをつけた方がよろしいのではないかというふうに思います。

それから，２番目に，短期間裁判官を離れられる場合に，先ほどのようなポジティブなケースはいいですが，こう言うと失礼ですが，例えば精神的な問題，健康上の問題というのがあって，それで一時休職されて復職される，こういう場合にはこの委員会が審査することになるのでしょうか。それとも，最高裁判所がむしろ行政的な判断をなされることになるのでしょうか。そういう理由でいったん離れた方がまた復帰されるというときには，どういう形でその問題を処理されるのかということをちょっとお尋ねいたします。

【遠藤委員長】今，青木委員からご指摘いただいた点は2つあったわけですが，まず，客観的な基準というか，2年なら2年，3年なら3年，それをたとえわずかでも超える場合には，審議会の方で審議をする，2年以内とか3年以内で戻ってきた者についてはフリーパスとする。そういう客観的な基準を設けておいた方がわかりやすいというか，混乱を生じないであろうと，こういうご意見があったわけですが，その点，ほかの委員の方々，いかがでございましょうか。

【前田委員】明確性という意味では，2年なり3年というのは非常にわかりやすいのですが，例えば留学が2年をちょっと超えた場合だとか，この問題は裁判官に戻れるかどうかという問題ではなくて，審査にかけるかどうかの基準ですよね。そうだとしますと，ある程度の幅，アドバンスがあってもいいのかなという感じがするのと，具体的な実情として，法務省に出られるとか外国に出られる期間が実態としてどのくらいかということがあると思うんですが，私は2年とかですぱっと切ってしまうのは，ちょっと動きづらくなり過ぎるなというか，堅過ぎるなという感じで，確かに短期というのは2年か3年ぐらいの常識的な幅だと思うんですが，それであいまいだというご意見があろうかと思いますが，こういう規則の決め方としては，ほかとのバランス論からいって，短期間，含意としては2，3年をほぼ眼中に置いているというような感じのまとめ方も一つのやり方かなと思っております。

【龍岡委員】期間を明定するというのは，非常に基準としては明確でよろしいかと思うのですが，今，前田委員からもご指摘がありましたように，ちょっと超える場合というのはあり得ると思います。その場合をちょっと超えたから対象になる，期限内だから対象とならないというのはちょっとどうかなという感じがします。

それから，今後検討されるところだと思いますけれども，判事補の他職経験の問題，これがどのぐらいになるのかわかりませんけれども，この辺も頭に置いていかなければいけないのだろうと思います。いわば研さん的に行く場合と，そのほかいろいろな出向的なものもありますし，一時的に裁判官の身分を離れる場合としましては，形態はいろいろあるのではないかと，そうしますと，そういったいろいろなケースを整理して，その上で対象とする場合としなくてもいい場合とを区別していかなければいけないわけですけれども，これをここで明定するというのはなかなか難しいのではないか，その

辺をもう少し検討してみるということと，場合によっては前回申し上げたかと思いますけれども，今度立ち上がります委員会の方でその辺をもう少し検討していただき，そこでそれなりのガイドラインみたいなものを作っていただくというのも一つの方法ではないかというふうに考えます。

【遠藤委員長】今，せっかく青木委員からのご発言もございましたので，準備会の方で青木委員のご発言の趣旨を頭に置いて，また多くの皆さん方のご意見を前提として，要綱案を作り，それを見た上でもう一度ご議論いただくことにして進めさせていただきたいと思います。

それから，もう一つ青木委員からご指摘があった点は，病気その他で裁判官としての職務を遂行できなくなった場合に，どこでどういうふうにチェックされることになるのかということですが，この点につき山崎幹事の方からご説明ください。

【山崎幹事】裁判官の身分にある者がその任期途中で健康を害するということがまま起こるわけでございますが，それが一時的なものであって回復すれば，それは一時的に職務に就けないという状態が生ずるだけでして，それほど大きな問題はないと思います。しかし，その状態が重篤であったり，深刻な状況であって，任に耐えないということになると，分限の問題ということになりまして，回復の困難な心身の故障のために執務をすることができないと裁判された場合には，その官が免ぜられるということが理論上あり得る問題だろうと思います。ただ，そうした場合には，現実問題としては，そこらの状況を踏まえた上で，裁判官ご本人が判断されて，願いにより退官するというような形で退官される例がほとんどであろうと思います。

青木委員がおっしゃられた，むしろその後，回復したからもう一度採用してほしいというような場合はどうかという問題ですが，これは別にそういうケースだけではなくて，考えてみれば，裁判官を任命する際に，その健康状態が裁判官の任に耐えるかどうかというチェック，これはどこかで必ず行わなければならない問題だろうと思います。その判断というのは基本的には医学的な見地から，医師の専門的な観察，検討を経た上で行われるのが通常であろうと思います。そういう点からしますと，諮問委員会でそういうことをやっていただけるかというと，これはその委員の顔ぶれ等からして，そういう専門的な判断が行えるかどうかという問題が出てこようかと思いますので，最終的

に最高裁判所が指名するかしないかの判断の過程において，医学的なチェックを行うという形が恐らく基本になるのだろうと思います。

ただ，そういった健康上の問題がその人の外形面にあらわれてきまして，だれが見てもちょっとこれは裁判官に適さないということであれば，あるいは実際上の問題としては，諮問委員会の場でも，これはだめではないかということで適否の判断が行われることはあり得るかもしれないと思います。

【遠藤委員長】それでは，資料8の3ページの上から5行目，委員会が指名を受けようとする者を選任しなかったときには，その者に何らかの形で通知すべきかという問題をお諮りしたいと思います。

これは恐らく委員会が独自の立場で通知するべきであるかどうかという問題であって，最高裁判所がということではございませんので，これは多少乱暴な取りまとめかもわかりませんが，委員会としては，最高裁判所に対して諮問で答えればいいことであって，委員会が最高裁判所を乗り越えて，当事者本人に対して何らかの通知をする必要性は私は個人的には全くないと考えておりますが，そういう取りまとめでよろしゅうございましょうか。そういう場合でも委員会は通知すべきであるというご意見の方がいらっしゃれば承りたいと思います。

【宮本委員】審議会の意見書は，新しくできるこの委員会が任用を希望する者に対して説明責任を果たすべきだと言っていると思います。そうすると，適任としなかった場合にそのことを通知した方がいいのではないかと思います。

【遠藤委員長】確かにそういうお考えもあるのだろうと思いますが，委員会としては最高裁判所に対し，委員会としての意見を答申すればよいのではないでしょうか。もちろん，最高裁判所がそれと同趣旨の結論を出す場合もあれば，異なる結論を出す場合もあり得ると思いますが，最高裁判所の方から本人に対する説明責任というものを残しておけば，それで私は必要にしてかつ十分なような気もするのですが，委員会からやらなければいけないのでしょうか。

最高裁判所は，裁判官の指名の結果について，委員会に通知することとしてはどうかということのほかに，最高裁判所が本人を不採用にした場合の通知は，最高裁判所でおやりになることであって，当委員会の諮問事項にはひっかかってこないと思い

ます。私は個人的には，そういう場合には最高裁判所が本人に対してきちっと説明責任を果たすべきであると思いますが，残念ながら当委員会でそこまで決めるわけにはいかないと思います。むしろ次に出てくるのは，指名結果について，委員会に通知することはどうかと，それからさらに結果のほか，理由もあわせて通知することはどうかという問題がありますが，それは，あくまでも最高裁判所から委員会に対するフィードバックの問題であって，それと先ほどの問題とは違うのではないでしょうか。

ですから，宮本委員，議事録の中で，最高裁判所としては，不採用の場合には，求めがあればその理由を開示することが望ましいということを明確に残していただくこととし，その余の事項については，先ほど私が取りまとめたような形，つまり必要性はないという形でご賛同いただければありがたいと思いますが，いかがでございましょうか。

【宮本委員】結構です。

【遠藤委員長】次の問題は，最高裁判所と委員会との関係でございます。

つまり，例えば，委員会の方で適格であると言ったのに，採用指名をしなかった場合，逆の場合もあろうかと思いますが，そういう場合に限定してフィードバックさせるのか，指名結果についてはすべからく委員会に通知することにするのかどうか。それから，さらに結果のほか，理由もあわせて通知してもらうことについて，ご意見を承りたいと思います。

【土方委員】私はこの部分が今回の委員会が透明性のある委員会になるための非常に重要な要件だと思っております。もちろん，委員会と同じ判断を最高裁がした場合までやっていたらかなり大変な作業になってしまうので，委員会の結論と最高裁の結論が違っている場合，私が理想とするのは，委員会を開いて，その場で最高裁が通知すると同時に説明をするという，最高裁の方の委員会に対する説明責任をここで果たしていただく。もちろん委員会は守秘義務がありますので，個々の事例については外に向かってコメントはできないと思うのですが，ただ全体として最高裁が委員会の意見を十分に尊重して決断されているのかどうかということについては，委員の方が外に向かって感想を述べる機会があるということが，国民に対して開かれた部分になるのではないかというふうに考えています。

【遠藤委員長】これについては，土方委員が前回からそういうご意見をお述べになっ

ていたわけですが，私も大変ごもっともなご意見だと思います。

これについては，まず最高裁判所が指名の結果について委員会に通知することは特にご異論がないと思いますので，そのとおりまとめさせていただきたいと思います。

それから，理由もあわせて委員会に通知すると，これは先ほど私が申し上げたように，委員会の出した結論と最高裁判所の出した結論が異なる場合，すなわち，委員会が適格者と答申したにもかかわらず，最高裁判所が指名しなかったという場合，それから委員会が不適格者と答申したにもかかわらず，最高裁判所が指名したという場合，つまり最高裁判所の出した結論と委員会の出した結論が異なった場合には，これは極めて大事な事柄でもございますし，今後の委員会運営の一つの重要な参考データにもなり得るわけであって，そういう場合にはフィードバックといいますか，通知をしていただく，ただ，具体的に委員会を開いて，その席上，最高裁の担当者が出てきて，事細かに説明をする必要性があるかどうかは，これは新委員会の運用において，その必要があるというふうにお感じになった場合には，恐らく新委員会の方で最高裁判所に強くお求めになると思いますので，そこまで細かく当委員会で決めるわけにはいかないと思いますし，必要性もないと思うのですが，通知が必要な場合は恐らくその２つの場合かなと私は思っておりますが，そういう形でこの問題について取りまとめをさせていただいてよろしゅうございますか。

【青木委員】今の取りまとめで賛成でございますけれども，1点質問があります。これは先ほど宮本委員が提示されたご意見と関連することかと思いますけれども，委員会が適格であるというふうに判断されたけれども，最高裁判所の方でそれを否定されるということが起きた場合に，そういう意見の違いがあったということを本人は知る立場にあるのでしょうか。そうだとすると，そういうことが起きた場合にはどなたかがそのご本人にこの意見の違いがあったということを通知するのでしょうか。

【遠藤委員長】幹事の方から，今の青木委員のご質問に対してお答えいただけますか。

【小池幹事】まず，最高裁が最終的に指名をしなかったときには，本人にお伝えをしてその理由を述べることになると思います。

先ほど宮本委員がおっしゃったところで，委員会の方が否と言ったが最高裁が指名を

したというときに，あなたは委員会では否とされたけれども指名されたということまで伝える必要はないのではないかと思います。指名されなかったときに，その経過を含めた理由を説明するということは，前段の方で委員長取りまとめのものに含む趣旨であるということだと思います。

【堀野委員】委員会が否という結論を出して，最高裁がそれと同じ否という結論を出した場合，最高裁から本人には多分理由も含めて説明される。そのときに，本人の求めが委員会に対して向けられた場合どうするか，委員会に対して最高裁は否ということに対して理由も言ってくれたと，一方，委員会はどうだったのかという委員会の説明責任の問題がある。もう一つ，委員会が適という結論を出したにもかかわらず，最高裁は否という結論を出した場合も，最高裁は理由を説明される，では委員会はどうだったのかという問題が出てくると思います。本人のそういう説明要求に対して，全くこたえなくていいのかどうか。審議会の意見書がそういう方法を検討すべきだということになっていますけれども，そのことについてはどうなのでしょうか。

【土方委員】先ほど実は宮本委員の質問で，ちょっとそこが私もひっかかっていまして，最高裁が最終的に否とした場合に，希望者は最高裁に対しても説明を求めることができますが，私は委員会に対しても説明を求めることができるとするべきではないかと思っています。

それで，それはもちろん個人の守秘義務の問題もありますから，公開にするわけではございませんので，委員会として否としましたよと，委員会としては諾としたのに最高裁の方では否としました，理由はこうですということについて，委員会にも説明責任があるというふうに私は考えております。

【長谷川裕子委員】例えば最高裁が委員会に対して説明します。その説明に委員会が納得しなかったときはどうするのですか。

【遠藤委員長】それは，委員会としての答申が，最高裁判所の指名権行使に当たって拘束力を持つかどうかの問題だろうと思いますが，これは私は個人的には全く拘束力を持つべき性質のものではないと認識しております。

恐らく委員の方々の多くも，憲法上，最高裁判所に与えられた指名権の行使に当たって，できるだけ幅広く国民の意思を反映させようということでございますので，特段の

事情がない限りは委員会の意見を尊重してほしいと思いますけれども，その意見が異なった場合に拘束力を持つものであれば，それを了としなかった場合にどうなるかという問題に発展するのだろうと思いますが，法律上，拘束力を持つべき筋合いのものでないとすれば，そういう結論がこうなりましたよということを聞き置くにとどめるということしかできないのではないでしょうか。

【中山幹事】私はむしろそこで委員会の方がご納得いただければ，それでよろしいのでありますけれども，どうしても最高裁の説明について納得がいかないということであれば，そういったような意思表明をされるということがあってもしかるべきではないか。それは結局，最高裁がそういった結論を出したことについて，最高裁がその後政治的責任をどう負うかという問題になるのではないかと思っております。

【遠藤委員長】委員会が適としたにもかかわらず最高裁が否とした場合，それから委員会が否としたにもかかわらず，最高裁が適とした場合のほかに，両方とも否とした場合，この場合にはもちろん最高裁判所に理由の開示を求めるが，さらに委員会の方に委員会はどういう結論を出したのか開示してほしいと求められた場合，委員会としては，どのように対応すべきか，これは確かに改革審の意見との関係から言うと，どうやら問題が残りそうですね。

この場合，本人に対して直接答えるのはもっぱら指名権者である最高裁であって，委員会は関知しませんよということで突っぱねていいのかどうか，もう一度そのあたりについて，幹事の方からちょっとご説明いただけますか。

【小池幹事】改革審議会の意見書の９６ページをごらんいただきたいと存じます。

９６ページの3つ目のポツをごらんいただきまして，その中ほどから，説明責任を果たすという観点から，同裁判所というのは最高裁判所でございますが，同機関による選考の結果，適任とされた者を指名しない場合，その者から請求を受けたときは指名しない理由を本人に対して開示するものとするとされております。今，議論になっておりますのは，後段の方で，また同機関による選考の結果，適任とされなかった者に対して説明責任を果たすための適切な措置についても検討する必要があるとされております。「また」というところの主語は書いてないのですが，恐らく同裁判所，最高裁判所とも読めるわけで，あまり審議会で議論があったわけではないのです。恐らく委員

会の方は不適とした場合には当然理由を付すということになります。それは最高裁の方に行くわけでございますので，最高裁がそこを含めて説明していくということになります。そうすると，ここに言う何らかの適切な措置というのは，こういうものをも包含する趣旨ではないかと，そんなふうな議論をしていたわけでございます。

【遠藤委員長】なるほど，この９６ページの主語が欠けてはいるけれども，これはどう見ても「最高裁判所は」ということでしょうね。だから，必ずしも宮本委員がおっしゃるように，委員会の説明責任について改革審の意見書はとやかく言っているわけではなさそうではあるのですが，それはそれとして，委員会独自の立場で直に求められてきた場合にどうするかということについては，当然のことながら別途考えておかなければならないと思いますが。

【中田委員】なぜそういう議論になるのか，私にはちょっとよくわからないところです。新しくできる委員会というのは，最高裁判所に置かれる委員会でございます。そして，本人に対して説明責任を負うのは最高裁判所だけであって，最高裁判所に置かれる委員会が，最高裁判所とは別に，本人に対して説明をするというのは，適切でないし，このような例もないのではないかと思います。あくまでも本人に対する説明責任を負うのは最高裁判所だけであって，最高裁内部に置かれる委員会が別途本人に対して説明をするというのは，ちょっとおかしいという感じがします。

【遠藤委員長】改革審の意見書の読み方はどう見ても最高裁判所の説明責任ということだけを言っているのであって，委員会の説明責任ということについては全く言及していないと思われますし，それからさらに何人かの方々からご発言があったように，最高裁判所がその理由を開示する場合には，恐らく委員会の意見はこうでしたよと，だからとか委員会の意見はこうであったけれどもこうだとか，説明することになると思われますし，またそうしていただくことが望ましいと思われるわけですが，そういう前提で，委員会としては，当事者本人に対して理由を開示する必要性はないという取りまとめでご了承いただきたいと思うのですが。

【磯村委員】指名権を持っているところがどう説明するかというのがポイントでありますので，その指名権を持っている者に対して答申する委員会が，独自の立場で説明するというのは，適当でないと考えております。

【宮本委員】審議会意見書の読み方について，小池幹事からお話がありましたが，ここの部分は最高裁の説明責任というふうに一義的に読めるかどうか，若干疑問があると思います。この点はだれが，ということをぼかしてあるということだと思います。そこで，委員長が今取りまとめの案としてお示しになった，新しくできる委員会は説明する必要はないというような，強いまとめではない方がいいのではないかと思います。
【遠藤委員長】要綱案のイメージがいま一つそこのところはわかないのですが，委員会から本人に対する説明責任というのは，要綱案ないしは条項の中に組み入れられることになるのでしょうか。
【宮本委員】私は要綱案に盛り込むというところまではいかないと思いますけれども，ただ委員会が対応する必要はないと，そこで切ってしまわないで，求めがあった場合に必要に応じて委員会が何らかの対処をし得るような，そういう開いた形にしておいた方がいいという意見です。
【長谷川裕子委員】司法制度改革審議会の意見書９６ページの最後の読み方なんですが，また同機関による選考の結果，適任とされなかった者に対して説明責任を果たすための適切な措置についても検討する必要があるとしている。これは，前段は最高裁判所のことで，後段は恐らく委員会のことを指しているんだと思うんです。委員会が選考の結果について，適任とされなかった者に対する説明責任を果たすためにどういう措置があるか検討しなさいということを私はここで言っているのではないかと思うんです。規則の中に書くのは今は難しいのではないかという話があったんですが，だとすると別な方法があるのかどうなのかという検討はしてもよろしいのではないか。
【中山幹事】今ここでは，委員会に通知義務を課すかどうかというのが一番大きな主題だろうと思います。問題は，本当にそういうことを委員会が言ったのかどうか，委員会の考えはどうなのかというふうに聞かれてきたときに，委員会がどう対応されるかというのは，また別個考えられる話だろうと思います。そういったときに，最高裁が楯にならずに，いわば委員会を運動論の対象というようなところに持っていっていいかというようなこともあるかと思いますので，その辺が中田委員のお話につながってくるんだろうと思いますけれども，そういったところも含めて，私は先ほどちょっと乱暴にこうやって仮に万が一ぎりぎり最高裁と違って，しかも最高裁の説明が納得できなかったと

きは，それこそ意見の表明というものがあってもいいのではないか，そういった部分はあるはずで，そういった裁量権について，最終的には新しく立ち上がる委員会がそのあたりを含めてどう判断されるかというところでお任せしてもよろしいんではないかと思います。今日のここのところの主題はあくまでも最高裁から委員会への通知義務の部分だろうと思いますので，そのあたりでご議論いただいたらどうかなという感じがいたします。

【遠藤委員長】今おっしゃったように，当委員会でここでご議論いただく主題は，最高裁判所から委員会に対するフィードバック，これは明確にしてもらわなければならないと，これは異論は皆さんあろうはずがなかろうと思いますので，委員会が本人から開示を求められた場合に，それはする必要がないということをさっき宮本委員がおっしゃったように断定的に決めつけないでおきましょうか，それでいいわけですね。

たまたま検討すべき課題として，こういう項目が立ち上げられたものですから，私としては皆さん方にお諮りをして，これについてイエスかノーかというふうに強いてまとめるとすれば，否定的な結論を出してもいいのかなというふうな形で，先ほどのような取りまとめをさせていただいたんですが，これは委員会から本人に対する通知ということはこの検討課題から省ければ省いた方が私もいいと思うんですが。

【中山幹事】本人からの申出がないにもかかわらず，委員会が進んで通知することはどうかということについては不要である，それは最高裁が本来行うべきことであると思います。

【遠藤委員長】本人から求めがあった場合にどうするかは，新委員会でしかるべく対応すればいい問題であるということでしょうか。

【中山幹事】結局，先ほどの審議会の意見書の読み方について，私は最高裁というふうに読みましたけれども，読み方がいろいろあり得るというところも考えあわせた上で，ぎりぎりの場合には，そういったことは裁量に任されるということでもあるとすれば，そこのところは触れないということでもよろしいのではないかという感じもいたします。

【遠藤委員長】コンセンサスが得られるであろうと思うのは，本人から求めがないにもかかわらず，一般的に最高裁判所に答申するほかに，いちいち本人に対してこういう結論を出しましたよというようなことを通知する必要性はないと，これは恐らくだれ一

人ご異論がないと思うんですね。だから，最低限度そこだけ取りまとめさせていただいて，こういう情報開示の世の中でございますので，人によっては最高裁を乗り越えて，委員会に対して直接開示を求めてくる場合があるかもしれません。その場合に，先ほどの私のような取りまとめで一切それは必要ないというふうに断定的に取りまとめてしまうのはどうかと思うので，それはまさに新委員会の方で本人から個別具体的に開示が求められた場合には対応していただければいい問題であって，ここで決めることは，今，中山幹事がおっしゃったように，一般的に結論を出したからといって，求めがないにもかかわらず，いちいち本人に対して通知する必要性がないという，そこまでの取りまとめであれば，恐らくご異論なくご賛同いただけると思いますので，そこまでにとどめておきましょう。

それでは，８分ぐらい休憩して，３時４０分から再開させていただきます。

（休　憩）

【遠藤委員長】それでは議事を再開させていただきたいと思います。

もう一度資料9をごらんいただきたいと思います。先ほど申し上げたように，この委員会の組織，構成に入る前に，委員会の運営方法，権限等についてご議論いただいた上で委員の数をどうするか，選任方法をどうするかを検討する方がよろしいかと思います。

　委員会の運営方法，権限でございますが，これは資料8の4ページの下から7行目以下をごらんいただきたいと思いますが，委員会は任官希望者を審査するに当たって，対象者によって審査方法に差異，軽重を設けるべきか，設ける場合はどのような基準によるべきかと，これをご議論いただくことになるわけですが，この関係では人事評価の内容がどういうものになるのかについてのイメージがあった方がわかりやすいと思われましたので，あらかじめ私の方から幹事に対して，できればその具体的なサンプルを準備していただきたいというふうにお願いしておきました。そこで，実は幹事の方で本日その資料を準備いただいて，これからご了解が皆さんに得られればお配りを申し上げたいと思うんですが，事柄の性質上，これは個々の裁判官についてなされた具体的な人事評価そのものでございます。したがって，プライバシーの問題も

ございますので，事実上ごらんいただいた後，回収をさせていただきまして，議事録にもこれは添付しないと，こういう取扱いにしたいと思いますが，よろしゅうございますか。
（「異議なし」との声あり）
（資料配布）
【遠藤委員長】それでは，この資料について山崎幹事の方からご説明いただきたいと思います。
（山崎幹事から，裁判官の人事評価のサンプルについて説明）
【遠藤委員長】それと，前回，竹崎幹事から，折を見て当委員会の審議に重要，密接な関連があるという前提で，裁判官の人事評価のあり方について，ご説明しておいた方がよいとの御発言がありましたが，この機会にその検討状況について山崎幹事から御説明いただけますか。
【山崎幹事】それでは，裁判官の人事評価制度の検討状況についてご説明申し上げます。お手元の資料１１をごらんいただきたいと思います。
その資料１１の１（1）記載のとおり，司法制度改革審議会の意見がございます。最高裁では，その意見を踏まえまして，裁判官の人事評価制度の整備を行うために，これは１（2）でございますけれども，「裁判官の人事評価の在り方に関する研究会」を設置いたしまして，その研究会で多角的，総合的に検討を行っていただき，本年7月，報告書を取りまとめていただきました。
現在，最高裁判所では，審議会意見が指摘する留意点，あるいは今申し上げた研究会の報告書を踏まえながら，裁判官の人事評価制度の整備に向けて検討を進めているところでございます。
２の新たな人事評価制度の内容についてというところでございますけれども，いろいろな論点がございますので，本日は現在検討中の論点の中で，裁判官の指名過程に関与する委員会の審議のための資料のあり方という点と関連するところとして，評価基準，評価の項目といったものと，それから前回話題になりました裁判所外部の評価情報の取扱いについて，その検討状況をご説明したいと思います。
まず，評価基準の関係について申し上げます。現在人事評価に関する基本的な情報

となっております報告書というものがございますが，特定の形式はなく，裁判官の仕事ぶり，力量，人物，健康状態等について，その特徴が明らかになるように，自由形式の文書式で作成されています。

ところで，現在検討中の新たな人事評価制度におきましては，審議会意見の趣旨を踏まえまして，裁判官に求められる資質，能力について，2（2）1.）に記載しておりますとおり，大くくりにいたしますと，まず，裁判官として事件を適切に解決するのに必要な資質，能力，2番目として，組織を適切に運営するのに必要な資質，能力，3番目として，裁判官として職務を行う上で必要な一般的資質，能力，そういった3つの項目について検討しているところでございます。こうした評価項目は評価する際の視点の集積といえますので，その視点を明確にした上で，それを踏まえて文書式で評価することがどうかということで検討しているわけでございます。

それから，外部からの評価情報の取扱いでございますが，裁判官の適正な人事評価に当たりましては，多面的，多角的な情報の把握が重要であります。その一環といたしまして，裁判所外部からの評価情報の取扱いについても検討する必要があると考えております。この点につきまして，審議会意見は，評価に当たっては，裁判所外部の見方に配慮し得るような適切な方法を検討すべきであるとしておるわけでございます。裁判官の評価に当たりましては，信頼できる客観的で的確な情報に基づくことが必要でありますし，また裁判官の独立の保持にも十分配慮して行う必要があると考えておりますが，裁判官の職務なり職責を考えますと，裁判所内部のみではなくて，裁判所外部からの情報も有益であり，そうした情報に耳を傾けることが大切であると私どもは考えております。

現在，検討中ではありますけれども，裁判所外部からの情報を受けて，これを人事評価に当たって考慮することができるよう，審議会の意見が言う「外部の見方に配慮し得るような適切な方法」としてどういうものがあるか，その具体的な方法について検討を進めているところでございます。

評価結果の活用という点で申し上げますと，以上ご説明申し上げましたような仕組みを整備いたしまして，毎年定期的に評価を行うことによりまして，裁判官の資質，能力を的確に把握できるようにしたいと考えておりますが，その評価結果につきましては，

今検討していただいております委員会による指名の適否の判断の資料としても，活用していただくことは当然あると思います。
【遠藤委員長】一通り幹事からの説明がございましたので，この資料を回収をしてください。
（資料回収）
【遠藤委員長】それでは，本論の方に戻らせていただきたいと思います。
委員会としては，取りあえず，最高裁から提供された資料のみによって任官希望者の適否を判断せざるを得ないわけですが，それらの資料によってその適格性を判断できる場合が結構多いのではないでしょうか。もっとも，パーセンテージ的には，さほど多くはないと思われますが，どうしても気になるケースが残ることになりましょう。コントラヴァーシャルなケースとは，正にそれを意味するわけです。これらのケースについては，当初提供された資料のほか，さらに最高裁に対し追加資料の提供を求めたり，下部機関に対し，資料，情報の提供を求めたりなどしながら，より慎重に審査を進めていくことになるものと思われます。おそらく，ここまでのところについては，ご異論がないものと思いますが，この場合，委員会の審議を実質的に機能させるため，他にどのような権限を委員会に与えておくべきかが問題となります。当面，幾つかの問題点があろうかと思いますが，例えば当事者本人に面接を求めて，いろいろ意見を聞いてみるということが考えられるわけですが，これもすべてのケースについて面接をすることにするのか，委員会が必要に応じて面接をすることができるとしておけばいいのかどうか。重点項目というか，コントラヴァーシャルなケースについて重点的に審査を行うとすれば，私はすべてのケースについて面接をするとなると，これは年間約３００名ですから大変なことになるわけであって，面接をすることができるという権限だけを付与しておけばいいのかなというふうに個人的には考えているんですが，まずこの権限事項のうち面接について，面接権限はあった方がいいと思うし，すべて実施する必要性がないとすれば，面接をすることができるというあたりを明記しておけばよろしいのかなというふうに思っているんですが，そういう取りまとめでご異存はございませんでしょうか。
【松尾委員】その前提の問題で，重点項目というものの見方なんですが，重点という

のはどういうことなのか，その委員会が重点と考えるのか，あるいは最高裁が重点というふうに絞るのか，ここのところはどういう前提で議論すればいいのでしょうか。

【遠藤委員長】これは，前回の委員会でそこが一番問題になったわけですが，私は前回の委員会で確認させていただいた事項の中で，2つの重要な要素というかファクターが問題になるものと思います。1つは，すべての任官希望者について諮問にかけるということ，それから，もう1つは，最高裁判所としては諮問を求める際に意見を付さないということでございます。この2つの要件が充足される限り，最高裁判所の方で選別をして，これは重点ですから慎重にやってくださいという問題はないと思われます。これは前回の委員会で固めさせていただいた重要な点だと認識しておりますが，そうなると，重点人事なのか，これはいいだろうとかという審査，判断は，あくまでも委員会でやっていただかなければならない，委員会の責任であるというふうに私は思っており，恐らく皆さんもそういうご理解だろうと思います。委員会でそれを全体委員会でやるのか，小委員会でやるのか，それは恐らく立ち上がった委員会で運用の問題として処理なさるべき問題だろうと思うのであって，当委員会でこういうやり方でやりなさいということは決められないと思います。

【松尾委員】分かりました。

ただ，面接をするのかどうかとか，中央，地方の委員会が具体的にどのような審議をしていくかというイメージが私自身もう一つよくわからないところがあるんですけれども，全員について均質に同じようなパターンでやるということは人数とかを考えますと，まず現実的にはなかなか難しいんだろうと思います。そうすると，主に審議の時間を費やすべきケースを，この中央，地方の委員会はどうやって選ぶのだろうかという問題が現実問題としてはあるんだろうと思いますね。そこで，前回も申し上げたんですが，果たしてこの中央，地方の委員会には，どんな資料があるんだろうか，つまり改革審議会の意見でも，この委員会が実質的に判断できるように十分配慮しようという趣旨のことは書いてあるわけでございますから，まずその委員会としてどうやってこれを絞り込むなのかなというのをご議論いただかないと，面接が必要なのか必要ではないのか，あるいはさらに絞り込むためにどういう手立てがあるのかということについての具体的なイメージがなかなかわかないのではないかと思いますね。

それから，これはこれから議論すること全般にかかわるわけなんですが，こういうある組織が外部の意見を聞くということになりますと，名称は審議会とか委員会とか研究会とか，いろいろあるんだろうと思いますが，国民からいろいろ受けている批判というものがこういう外部の意見を聞く際に何点かあろうかと思うんですね。

それで，主な点として私は4点あるかと思います。

まず，第1点は，これからもご議論いただく人選について厳しい意見を言う人は基本的には指名しないとか，そこでかなりその組織に都合のいい意見にまとまるように委員を人選すると，こういう批判が一つあるわけです。

それから，2番目は，議論の土俵を狭くすると，つまりもう少し広い議論をして，その中から適当な結論が出てくるというのが望ましいわけですけれども，最初からこの土俵を狭く設定して，議論が限られた範囲内でしかできないようにすると，これも一つ批判があるところだと思います。

それから，3番目は，これは前回も申し上げたんですが，その委員会で利用できる資料というのが必ずしも十分でないとか，あるいは当局側の資料に一本化されるとか，あるいはさらにその中には当局の判断が入っているというような資料で議論してくださいという言い方で議論をしていただくというようなやり方，この点も批判の対象になっているんだろうと思うんですね。私は前回，この点についてはもう少し広く資料を集めるべきではないかという観点から，既に意見を申し上げました。

4番目は，ここまで言うことはあまりないのかもしれませんが，結論が出た場合にそれをどう活用するのかという点について，都合の悪い結論は無視するといいますか，あるいは結論の中で部分的にそれを採用していくというような形で，せっかく外部の方にご議論いただいたものについて，十分に活用されないのではないかという批判ということだと思います。

ほかにもいろいろあると思いますが，私は大体大きく分けると国民の批判というのはこの4点にあるのかなと思います。ですから，これから作ろうとしている中央，地方の委員会は，そうした批判があるということを念頭に置きながら，そういった批判をクリアできるような，先ほどいろいろな委員からご指摘がありましたけれども，国民的な基盤に立ったそういう意見が出されたということについて，国民がそうだなと思うような

環境作りをするということが大変大事だろうと思います。ですから，今，委員長のおっしゃった重点というのはどういう形で絞るのか，その前提としてはどんな資料がこの委員会に出されるのかなと，それによっては絞り方が変わってくるわけですね。私はもちろん最高裁当局が先ほど示された人事評価のサンプルを見ると，よく見ておられるなと大変感心して拝見したんですが，これはあくまで当局側の評価資料ということですから，そうでない資料もいろいろ工夫していかないといけないのではないかと思うんですね。当局側の資料だけで重点をどう絞るんだという問題になれば，おのずとそんな議論をすることはないわけで，当局側が何となくマイナス評価している人，これは恐らく極めて少数だろうし，また一般的な委員会での議論をもう少し幅広くやっても，本当に問題だなと思う人は極めて少数だと思うんですね。ですから，そんなに何十%をアウトにするなどという話には絶対ならないだろうと，日本の裁判官はそれだけの質の高さと信頼を得ていると思います。そんなことがありますので，この委員を何にするかを含めまして，全部関連するんじゃないかと思うんですね。ですから，重点を絞るというのは，この委員会でどういうやり方で，何の資料に基づいてやるのかというところがはっきりしないと，これは詰めた議論にならないのではないかと思うのですが，いかがでしょう。

【遠藤委員長】まさに松尾委員ご指摘の点は，非常に私も大切なところだろうと思います。特にご指摘の国民の批判に十分耐えられるかどうか，実質的に機能し得るような組織であり得るかどうか，そのためにはどういう資料が提供されるか，どういう絞り方をして，どういう審査をするか，これが一番大事だろうと思います。とは言うものの，当委員会で新しい委員会の立ち上げ作業をやるわけですが，具体的に新委員会に対してどういう資料を提供しろというような絞りをかけることは，非常に難しいと思われます。一般的，抽象的に言えば，今，松尾委員がおっしゃったような実質的に機能し得る委員会たらしめるため，審査できるだけの必要にしてかつ十分な豊富な資料を提供してもらいたいということは言えるんだろうと思いますが，具体的にどういう資料をというと，これは大変難しい。また，私はそれは最高裁で絞りにかけて上げるなどというのはとんでもないというふうに認識しておるわけで，それは委員会の仕事だろうと思いますが，委員会でどのようにして重点項目を絞るかということについては，新しく立

ち上げられる委員会で試行錯誤し，創意工夫しながら，運用の問題として徐々に形成されていく問題だろうと思いますね。大事なことは，当委員会として新委員会で実質的な審議ができるようにするためには，ただ最高裁判所が提示した資料のみに限定して審査をしろといっても無理な話なので，先ほどからお諮りしている面接権限を与えるとか，さらにはこれからお諮りしたいと思っておりますが，関係機関に対して資料の提供とか意見の照会を求め得る権限を付与するとか，そこまでが限界なのではないだろうかと思います。そこから先は，最高裁判所から提供された資料では不十分だと考えれば，最高裁に対してさらなる資料の提供を求めればいいのであって，さらにそれだけで不十分であるとすれば，これから後ご議論させていただく下部機関を利用して，資料の収集，あるいは情報の提供に当たらせればいいのであって，さらにそれでも不十分な場合には，これから後，ご賛同いただければ，これは日弁連等を含む関係機関に対して資料の提供を求めるとか，意見照会を求めるとか，そういう権限だけは，最低限度当委員会において新しく立ち上げられる委員会の権限事項として認めるという形でこの要綱案の中に盛り込めばいいのであって，それ以上具体的にどうしろ，ああしろということは難しかろうというふうに実は思っております。そこで，当委員会におきましては，先ほどからご審議をお願いしている面接権限，必要に応じて面接とか，あるいは当事者本人以外の関係者に対して意見聴取を求めるとか，それから，これからさらに改めてお諮りするわけですが，関係機関に対して資料の提供ないしは意見照会を求めることができるという権限を付与すること，そこまでが限界ではないでしょうか。

【青木委員】これからその権限について議論するということなので，先走った議論になるのかもしれませんけれども，今，松尾委員がおっしゃられた3番目の問題というのは，すごく重要な問題だと思うんですね。こういう委員会ができるということは，ある意味では裁判所の行政組織としての側面に対して一種のチェック･アンド･バランスのメカニズムを働かせるということに意味があると思うんですが，そうだとすると，裁判所の上司の方の評価，これはもちろん重要な資料になると思いますし，それから弁護士の中からの希望の方に対しては，弁護士会という組織の意見を聞くということも，一つの参考資料としてはいいと思うのですけれども，もし委員会がコントラヴァーシャルな

ケースについて，何らかの意見を裁判所に対して述べるということが非常に重要な機能であるとするならば，単に委員会が本人を面接することができるとか，あるいは弁護士会に資料の提出を求めるという一方的な権限だけではなくて，実際に審査される側の方の救済というとおかしいですが，自己主張，この間，長谷川委員が，例えば民間企業の例をたとえに言われて，自分をセールスするというような，そういうメカニズムが必要じゃないかということもおっしゃられておりましたけれども，そういう審査の対象となっている方が自分のことを一番よく知っていると思われている方に推薦状を書いていただくとか，あるいはそういう人たちの意見を聞いていただくようにこの委員会に言うことができると。例えば，大学の上司でもいいですし，それから裁判官の方が弁護士会の会長の意見を聞いてほしいとかいろいろなケースがあると思うのですが，そういう意見を聞く義務がこの委員会にもあるのではないかというふうに思います。その点もしご検討いただければ幸いでございます。

【遠藤委員長】恐らく青木委員のおっしゃる任官希望者が自分の資質，能力，業績等々についてアピールするところがあれば，それは書面でその旨を任官の希望届を出すときにお出しになるだろうと思うし，それから推薦状をつけるとすれば，恐らく裁判所はそういうものをつけてもらっては困るというふうには言わないだろうと思うし，また，そういうものが出てくるとすれば，資料として委員会の方に最高裁判所の方から回付され得るんだろうと思うんですね。

それから，コントラヴァーシャルなケースについては，必要に応じて委員会としてさらに調査を進めたいという場合には，面接することができるとすれば面接権限を活用して，それから関係機関に対して資料の提供，意見照会を求めることができるという権限があらかじめ付与されているとすれば，臨機応変に，その権限を活用して資料をさらに豊富にお集めになるのだろうと思うし，ただ青木委員がおっしゃったように，義務条項まで設けて委員会を拘束するわけにはいかないのではないでしょうか。委員会としては，これらの資料を総合判断して審議をされて，諮問に対して答申すると，こういうことになるだろうと思うので，あとは委員の良識に任せるよりほかない問題かなというふうに私は個人的に思っています。ですから，できれば先ほどから申し上げているように，これは当事者本人に対して最低限度面接をするということができる，関係者

に対して意見聴取をすることができる，それから，関係機関に対して資料，情報の提供を求め，あるいは意見を求めることができると，こういう権限を付与することだけを当委員会においてご賛同いただき，そこから先は委員会の方の運用にお任せいただくことにしていただければありがたいと思うのです。また，当委員会で新委員会の具体的な審議方法について，それ以上の絞りをかけるということは無理なように思われますので，一応今日のところは，そのような前提の下に暫定的な要綱案を作っていただき，さらにそれでも不足であるとすれば，この要綱案のほかにこういう条項を入れることはできないのだろうかということを青木委員の方からご発言いただき，さらに審議を進めさせていただくということでご了解いただけませんでしょうか。

【竹崎幹事】恐らく今のご議論を伺っていて非常にごもっともだと思うんですが，全体としての裁判官に関する情報がどの段階でどう活用されるのかという全体像がお見えにならないと非常に議論が理解しにくいんだろうと思うんです。これは，一つは今日幹事からご説明しました平生の人事評価でどこまでのことがわかるのか，その平生の人事評価のデータが例えば外部の情報というものをどのぐらい吸い上げていて，それがこの委員会にどういうふうに提供されるのかという問題とも関連すると思います。それから，恐らくこれから議論されます下部に置かれる機関でどういう情報が集められるのかという問題とも関連すると思います。そういう意味では，幹事の方で，できるだけ早い段階で全体像をお示しするというのが議論をしていただく上で一番適切なのではないかというふうにちょっと思いますので，その点だけ。

【堀野委員】重点に絞り込んでいく，そこを実質的に審議するという委員長のおまとめについて，大筋賛成なんですけれども，今，竹崎幹事がおっしゃったこととも関連するんですが，全件について重点に絞り込んでいく上で，だれが集めたどんな資料が関与するのかということを考えないと，結局は内部資料から推測される，またそこからしか読めない絞り込みになってしまうおそれがある，重点絞込みの前に下部組織があり，この委員会がそれぞれ主体的に動いて，収集した資料が当然車の両輪の片方として重点絞込みの段階で役に立つような制度設計をすべきでないかということを今日は抽象的に申し上げておきたいと思いますが，幹事の方で全体像を示されるということであるならば，そういうこともご考慮いただいた上で作っていただければというふう

に思います。

【遠藤委員長】今，堀野委員がご発言のところも大変私は重要な問題だろうと思いますので，全体像を描き，示すときに十分留意していただくようにしてください。

【曽我部委員】今のところに関連して，参考資料として14というものが配られています。それから，きょう配布された資料の11に基づいて，いろいろな諮問をするについて添付する資料というものの策定をご検討のようなんですけれども，この内容を拝見しますと，その新設される委員会が運用，あるいは手配すべき資料と，それから最高裁判所事務当局でどこまで用意されて，何を資料として従来のものに加えて添付して配付されるのか，それが見えれば一遍に輪郭がわかるのではないかという気がいたしましたので，そのあたりをおまとめいただければありがたいと思っております。

【北野委員】審査の過程で限りなく否の状態になりますよね。そうしたときに，本人から何ら意見や資料等を求めないで判断するということは公平性を欠くと思います。その理由を事前に予告し，弁明の機会を与え，それについて本人が意見を開陳できる状態をとっていく方が，審査における透明性の点からもいいのではないかと思います。

【遠藤委員長】今，北野委員がおっしゃったところは私も極めて大事な点だと思いますが，ただ例えば本人に対する面接権限を与えれば，否定的な資料が出てきた場合には，これは委員会としては当然気になるところでございまして，本人に面接しないで，そう書いてあるからそのとおり間違いないで一刀両断にやるということは余り考えられない。だからこそ面接権限を与えておく。恐らくそういう対応を新委員会においてはおとりになるんだろうと思うので，とりあえず今日のところは先ほどの面接権限，それから意見聴取権限，関係機関に対する資料，情報の提供依頼権限，意見照会を求める権限，これらを盛り込むということ自体はご異論ございませんね。そういうことで取りまとめさせていただきます。

さて，そういう前提でこの委員会の組織，構成，具体的には委員の人数，構成，選任方法あたりについてご議論いただきたいと思うんですが，そういう前提で考えた場合に，委員の数は皆さん大体どのくらいが相当だとお考えでございましょうか。これは今まで余り議論したことはございませんので，できるだけ多くの方々から簡潔に結論だけ，何人ぐらいでいいんじゃないのとか，何人ぐらいは必要だろうとか，こういう意見

をできるだけ多くの方からお述べいただいて，今日できれば大方の意見が集約できるようであれば取りまとめさせていただきたいと思うんですが。

【中田委員】委員の人数につきましては，審議のあり方と密接に関連すると思います。どんな資料をもとに委員会で審議されるかということが重要ですが，対象の人数は毎年３００人を超えると思いますので，委員会が一から資料を収集していくというのは困難であり，とても実質的な審議はできないと思います。最高裁から一定の基礎資料をまず出させて，その基礎資料から，特に重点的に審議すべき人というのは明らかになってくる，絞られてくると思います。そういうことを前提にしますと，そんなに人数は要らないのではないかと思います。京都地裁における簡裁判事推薦委員会の委員は8人でしたし，調停委員の推薦委員会の委員は6人でしたが，実質的な審議ができました。結論を先に言わせていただきますと，委員の人数は2けたは多いので，９人ぐらいでいかがかと思います。その割合も法曹三者，つまり裁判官，検察官，弁護士，これが併せて５人ぐらい，残りの４人は学識経験者というようなところが考えられます。

【前田委員】私は今の直前の議論を聞いていて思ったんですけれども，この委員会で絞り込むという作業が非常に重要になると。そうしますと，それを幾つかのもので分けてというと基準がずれてしまいますので，一つの委員会でやれる人数で，しかもある程度の数，さっき３００という数字が出ましたけれども，修習生からのやり方と分けてなるべく合理化した方がいいと思うんですが，ですから私は9人ではちょっと多いのではないかなという印象を持ちました。この場合，私は委員会においては全員が必ず集まれるということが非常に重要なポイントになってくると思います。そうしますと，１０人を超えた委員会で，しかもある程度のポストにある方で，そして学識経験者を入れるというふうなことを考えますと，非常に難しくなりますので，妥当性があるからというか，少ないと言われるかもしれませんが，７人ぐらい，学識経験者3に対して法曹関係者４ぐらいの数字が一番動きやすい，しかも実質的な議論のできる数字ではないかなと思います。これは単なる直感で，詰めてみればバランスをどうするかとか，いろいろご批判があるかもしれませんが，９人でもいいんですが，もっと少なくてもいいんじゃないかなという意見です。

【磯村委員】私は若干多くてもいいかなという感じを持っています。その理由は，例え

ば法曹関係者から５名とか６名ということになりますと，それぞれのグループから出てくる人数が限られてしまって，その方の個性が少し出るかもしれない。それぞれの法曹関係者，例えば弁護士関係で複数の方というようなイメージを考えますと，１０名ぐらいというところでいいのではないかというふうに思います。集まれる人数，議論する人数はあるいは少なければ少ないほどいいのかもしれませんが，絞り込みの作業の中でいろいろな資料を読み込むということも必要になってまいりますので，それなりの労力がかかるのではないかという気がいたします。

【土方委員】私は幅広く国民の意見を聞くという意味で，もちろんいろいろなところから資料を集めるということもあると思いますが，やはり委員の方が余り法曹関係の方だけとか，あるいは学者の先生だけとかというふうに固まるのはどうかなと思いますので，１０人程度は必要なのではないかというイメージを持っています。

【宮本委員】今皆さんが言われたように，どういう仕事をするかということが重要なので，そこの部分を次回お出しになるということになると，そこのイメージがまだきちんと一致していないんですよね。ですから，委員の人数も出しにくいんですけれども。それでも相当の仕事をしなければならないことを考えると，議論ができる人数ということもあるでしょうけれども，仕事の負担ということも考えなければいけないと思います。

私は具体的なことを言ってしまいますが，法曹三者，つまり裁判官，検事，弁護士が２人または３人ずつ出る，これに対して法曹三者でない委員が同数以上必要なのではないかと思います。そうしますと，単純に計算して２人ずつ出るとなると１２人ということになると思います。そういう提案を一応しておきます。３人ずつ出るとなると，もっと多くなるわけです。繰り返しになりますけれども，どういう仕事をしなければならないかによって，例えば法曹三者それぞれに入って小委員会をつくるというようなこともあると思うのです。ですから，委員会の権限のイメージが出た段階で，そこはもう一度議論する必要があると思います。

【堀野委員】委員の数ですが，先ほど言いました重点の絞込みのためにはたくさんの人たちの記録を読み込まなければいけないという一方の要請と，それから多くすればその人たちに何回も集まってもらわなければいけないという矛盾があると思いますけれども，私はコントラヴァーシャルなケースについても，多角的に議論するには一定

の人数が必要だと思います。つまり法曹三者と法曹外委員を含めて，私は10人台で，12人，あるいは15人という人数，これは最高裁の裁判官の大法廷を見ても合議可能な人数だろうというふうに思います。そして，いろいろなところから集まってくる，またみずから収集した資料，それから最高裁から出てくる資料，こういったものを読みこなしていき，そして重点を絞り込んでいく上では，比較的時間のとりやすい方々で，あるいは法曹関係者もその中の中心になるかと思いますけれども，スクリーニングする小委員会を設置するというようなことで，重大な問題事例については全員が集まって徹底的に討論すると，そういったような仕組みをイメージしています。したがって，人数は今言ったようなとおりです。

【鶴岡委員】事務局というのはあるんですか，それとも最高裁の事務局がこの委員会の事務局になるんですか。

【遠藤委員長】事務局は一番最後のところでお諮りしたいと思います。もちろん事務局は設けるわけですが，そういう一般的な庶務の仕事をどこにやらせるかということについては，後ほどお諮りしたいと思います。

【龍岡委員】実質的な審議をするためには，ある程度の人数に限られるのではないか，それは重点的に絞っていくことによって，それが可能だということから言いますと，今出ておりますように，2けたとなりますと私も多いのではないかと思います。9人程度というのが一つ考えられます。それにつきましては，法律専門職である裁判官の指名の適否という問題であるということと，それから国民の裁判官に対する信頼を高めるという委員会の設置の趣旨，こういった点を考えますと，できるだけ幅広い見識と視野を有する人，そしてまた専門家である裁判官のあり方についてもそれなりの考えを持っておられる方が入ってくる必要がある，そういった点を考えますと，バランスとしては法曹三者が若干多いぐらい，つまり全体を9人としますと法曹三者5人に対して学識経験者，有識者といいますか，こういった方が4人程度入るのが落ち着きのいい，また実質的な議論ができる人数ではないかというふうに考えます。

【長谷川眞理子委員】任期がどのくらいかということも関係しますけれども，たまたま偶然の要素で偏りができるということを防ぐためには，5人か6人以上はないといけないと思います。それから，実質的にそれぞれの委員の人が複数回の意見の交換をし

て，ちゃんとお互いが納得いくまで発言ができるということが確保されるとなると，１２人が限度だと思います。例えば，１５人になって2時間なんかの会議で，それぞれの人たちが複数回の意見の交換の上に納得がいくということはなかなかできないと思います。ですから，そういうことが成り立つという意味では１２人というのが限度だと思います。

【松尾委員】私も１０人までかなという感じなんです。下部組織と中央の委員会との関係についてどのようなイメージをお持ちなのかわからないんですが，下部組織が8つできるというふうに考えれば，その上に上部組織が乗っているという，有機的に検討は連携させるということであれば，まず下部組織ではいろいろな情報に基づいて，これは絞込みをするのがいいんだろうと思うんですね。そこで絞り込んで意見をつけて上部組織でやるわけですから，上部組織は形式的には３００人全部審査したことにはなるんでしょうけれども，実際に上部組織で３００人というのは，これはなかなか難しいので，そうなると下部組織がある程度判断をして意見を付したものの中から重点的に上部組織が行うということもあり得るわけですから，人数はそんなには要らないのではないかと。ただ，東京ブロックみたいなところでは対象者が恐らく多くなると思うんですね。そういうところは１０人ぐらいは要るのかなと思いますが，もう少し小さな四国のようなブロックですと，そんなに要るのかなと感じますから，トータルとしては絶対に１０人以内が実質的に活発な議論ができる限界かなという気がいたします。

【遠藤委員長】こういう形で今日のところは取りまとめさせてください。

何人かの委員からご発言いただいたわけですが，9人程度という方もありましたし，9人でも多過ぎるという方もございましたし，１０人台というか，十数名といいますか，時と場合によっては１５名ぐらいまでいいんじゃないかという，幅のあるご議論ではあったんですが，大体が１０名前後かなというご意見が多かったように思います。なお，２０名，３０名という方はいらっしゃらないし，４，５名でいいよという方もいらっしゃらなかったわけですから，きょうのところはとりあえず10名前後で組織するということにさせていただいて，要綱案をつくらせていただくことにして，次回以降最終的には何人かということを確定させていただくことに致しましょう。

さらに大事なのは，その構成と選任方法ですが，構成についてもこれはきょう初めて

伺うわけではなくて，前回来いろいろなご意見が出ていますが，最大公約数としては法律専門家である，プロである裁判官としての資質，能力を判断するという意味で，少なくとも法曹，つまり裁判官，検察官，弁護士，それから学識経験者を入れるべきであろうと，ここまではご異論がないと思います。素人の方々ばかりで構成すべきであるというご議論はなかったように思いますが，ただそれ以外の人たちについては入れるべきか入れざるべきか，多少議論が分かれていたように思いますので，きょうのところは少なくとも裁判官，検察官，弁護士を委員とすべきである，また，これに何人かの学識経験者を加えるべきである，それ以外にどうするかについては，人数との関連もございますし，それから比率，割合等々の問題もあろうかと思いますので，要綱案ができ上がった段階でさらに詰めていただくということにさせていただきたいと思います。

それから，選任方法だけはできればお諮りしておきたいと思いますが，これは任命権者は最高裁判所でございますので，最高裁判所が任命すべきであるということについてはご異論はなかろうかと思いますが，ただそれでは最高裁判所が任命する場合に，外部意見を全く取り入れないでいいのかどうか，取り入れるべきであるというご意見もあるだろうし，それは最高裁判所に任せるべきであるというご意見もあろうかと思うんですが，そのあたりだけちょっとご意見を伺っておきたいと思います。あと，細かいと言っては大変失礼なんですが，例えば任期の問題であるとか，勤務形態，常勤にするか，非常勤にするかとか，委員長をどうするかとか，定足数をどうするかとか，これらは多分に技術的な事項でございますので，準備会におきまして他の委員会等との関係も検討させていただきながら，たたき台をつくっていただくということで，きょうのところはそちらの方にゆずりたいと思うんですが，最後に選任方法についてだけちょっとご意見を伺っておきたいと思うんですが，いかがでございましょうか。

【土方委員】ちょっと煩雑ということがあるかとは思うんですが，一つのご参考までに，マスコミ業界には「放送と人権等権利に関する委員会機構（BRO）」というのがございまして，ここが委員を選出するときに，いわゆる放送局が集まって委員を選任したのでは，放送局寄りの会議になるのではないかということで，選任委員会というのを放送局がつくりまして，いわゆる第三者によって選任してもらうという組織を使ったという

ことがございまして，選任する組織の意図に合った人ばかりが選ばれるのではないかという，そういう危惧を排除する意味では，そんな方法もあるのかなと考えます。
【遠藤委員長】確かに，参考にはなるかもわかりませんが，この委員会に果たしてそれがそのまま妥当するかどうかというところは，多少問題なのかもわかりませんね。
【長谷川裕子委員】委員の中に一応今日は法曹三者と学識経験者というのが入ったわけですけれども，前回も申し上げたように，それ以外の人も必要なのではないか。最高裁が持っているリストから委員の方の選任を行うのではなくて，弁護士会，検察庁，裁判所で選任委員会みたいなものを設置して，そこで相談ができるようなものであると，もっと広い視点が入るのではないか。そうすることで，何らかの形で委員の選考の仕方について透明度が増すのではないのかなと思います。最高裁が偏っているという意味ではないんですけれども，何人かのそういう機関の人たちでこういう人がいいのではないかということで選ばれた委員ということが国民の目には映りがいいのではないか。
【鶴岡委員】理想を言えばいろいろな人の意見を聞くということもあると思うんですけれども，実際にそういう能力を持った人というのは，私は最高裁の事務局が一番あるんだろうと思います。ですから，最高裁の事務局を信頼して，最高裁の事務局が全力を挙げて最適任者を探してもらうという努力をお願いしたいと，そのかわり責任も事務局が負うと思います。
【遠藤委員長】おかしな人を選んだら，恐らく最高裁はたたかれるだろうし，そういう意味での政治責任は負わなければならないが，恐らくそういう人事はしないであろうと信頼すると，最高裁に任せるよりしようがないのではないかということですね。
【中田委員】私は委員を選任するについて，別の委員会を設置する必要はないと考えます。
この重要な委員の選任過程において，政治的な立場等による対立が起きることは避けなければいけないと思います。
それから，この委員会は最高裁に置かれるものでありますし，また裁判官の指名権は最高裁が有しているわけですから，最高裁の責任において委員を指名するのが相当であると思います。ただ，幅広い視野と多角的な見地から，適任者を委員として選

ぶということは重要でございます。そこで，例えば裁判所外の方も入っておられる「明日の裁判所を考える懇談会」という場において，大局的な見地から，学識経験者の選び方に関する幅広い新鮮な発想とか視点をいただくことは参考になり有益であろうと思います。
【磯村委員】既に出ている意見とほとんど同じなんですけれども，選任のための委員会を設けるということになると，その委員をどう選ぶのかということがまた問題となり，屋上屋を架することになりかねないので，私はさきほど委員長がおまとめになったように，選任そのものは最高裁にお任せして，どういう委員が選ばれているかということを公表することによって，本当に適任なのかどうかみんなが見ると，そういう体制でいいのではないかと思います。
【宮本委員】法曹三者の委員は法曹三者自身が推薦するということで，これはいいと思うんですが，その他の学識経験者についても，法曹三者がそれぞれに推薦するということも一つ考えられる。あるいは，法曹三者の意見を聞いて，最高裁が選任するということも考えられると思います。
【遠藤委員長】それでは，この問題はなかなか難しい問題ですが，今おっしゃったように，別の選任のための委員会をつくり上げると言ってみても，そのまた選任が問題になることもあろうかと思うし，それから公正を期するという意味で宮本委員ご提示のような案も一つの考え方なのだろうと思いますが，それでは弁護士会なり検察庁なり，これが本当に適格な人を推薦できるかどうか，弁護士会の会長や検事総長が国民の代表者と言えるかどうかみたいな議論に発展しないとは限りませんので，本日のところはできれば，恐らくこれはご異論ないと思いますが，最高裁判所が任命するということを確認させていただきたいと思います。ただし，運用の問題として，最高裁判所に任命権限があるんだけれども，できるだけ多方面の意見を聴取して，適切な人事が行われるように配慮しなければならないという意見が述べられたということを議事録の中に明確に記載させていただきます。

　それでは次に，下部組織の機能，所掌事務に入らせていただきます。
これは前回来の議論でも明らかになったわけですが，問題は下部組織が任官希望者に関する資料，情報の収集，提供を行うこと，これ自体はご異論がないと思いますが，

念のためここで再確認させていただきたいと思います。

問題は下部組織に推薦機能を持たせる必要があるかどうか，それから任官希望者は下部組織に応募させることでいいかどうか，これは中央組織のところでご議論いただいて，既に中央組織については一部はご異論がある向きもあったわけですが，推薦機能は中央機関といえども持たせるべきではない。また，任官希望者はすべからく最高裁判所に申込みをすべきである。これは，私がいつも言う2つの重要なファクター，前提として，全件諮問にかけ，意見を付さないと，そうなれば必ず委員会で一度はよかれあしかれ，審議をして意見を申し述べる機会があるんだから，実質変わらないのではないかということでご了解いただいたわけですが，そうなりますと中央組織に推薦機能を持たせる必要性はない，申込みも最高裁判所にということを確認させていただいた以上は，下部組織にその権限，機能を持たせるということは，どう考えてみても，これは選択肢としてはあり得ないと思いますが，そういう取りまとめでご了解いただけますでしょうか。ご異論のおありになる方もあろうかと思いますが，中央組織に対する確認を前提とすれば，ご了承いただかざるを得ないと思いますので，この点はそういう形で取りまとめさせてください。

それから，もう一つは，下部組織が取りまとめた資料や情報等を委員会に提供するわけですが，それに当たって参考となる意見を中央委員会に述べることができるということにすべきかどうか，委員長として私の意見をここで申し上げるのは少し早過ぎるかなと思うんですが，これは組織，形態を委員会にすることでいいかということにも関係しますので，そっちの方からまず片づけたいと思います。

下部組織は委員会以外考えられるでしょうか。単なる事務局でいいんじゃないかという方がいらっしゃいますか。これは委員会なんでしょうね。委員会と名がつくとすると，私は単なる事務局と違って，資料の提供機関にとどまるというのはおかしいと思うので，委員が何名かという問題はあるんですが，複数の委員が前提となろうかと思いますので，そこで必要に応じて議論をして，何か意見がまとまれば，中央委員会の方にそれを意思表明するということはあってしかるべきであろうと思います。したがって，この問題については意見を述べることができるということにしないと，委員会としての名をなさないというふうに思うんですが，それはそういう理解，認識でよろしゅうございま

しょうか。

次に，下部組織は委員会形式とすると，それからこれは既に第１回の委員会で出ていたと思いますが，単位は高等裁判所管内をブロックとするということで確認させていただいて，全国８つになりますかね。地裁ごとにというのはちょっと細か過ぎると思いますので，これもご異論がないということでよろしゅうございましょうか。

それから，次なる問題は，地方委員会の委員の数なんですが，先ほど中央委員会は１０人前後という形で暫定的に取りまとめをさせていただいたんですが，下部組織の委員会は何名ぐらいが適切だとお考えでしょうか。

【中田委員】私は，下部組織の委員数は５名で，その内訳は法曹関係者３名，学識経験者２名の構成とするのが相当であると思います。

【磯村委員】基本的にはその人数で賛成なんですけれども，先ほどの簡裁判事の推薦について，東京は少し多くなっているということがございましたので，地域によっては，あるいは少しプラスアルファの人数があってもいいかなというふうに思いますが。

【遠藤委員長】東京や大阪と，そう言っては失礼だけれども，四国や北海道あたりと同じでいいかというご趣旨でしょうか。

【磯村委員】一般論として言うと，収集する情報量が地域によって異なり，人数も異なる余地があるということです。

【遠藤委員長】原則５人ぐらいでいいと思うが，地域の実情に応じて弾力的に対応すべきではなかろうかということですね。

【宮本委員】下部機関の仕事との関係で，中央機関と同数でいいと思います。私は下部機関の場合，下部機関が個々の任官希望者について，最高裁に対して資料をさらに出してほしいといった場合に，最高裁が資料を提出するものとするということにすべきだと思います。

それから，下部機関について中央機関とは一応別個に外部評価の対象者，つまり弁護士，あるいは検事，あるいは裁判所の職員その他の関係者に対して調査をする，そのような権限を設けておくことが必要だと思います。

【遠藤委員長】そうですね。中央組織の場合は本人に対する面接と意見聴取だったんですが，下部組織の方でも，関係機関に対して資料の提供，情報を求めたり，意見照

会をすることができるということでよろしいんですか，それともすべきであるということですか。

【宮本委員】するものとする，ということではないかと思います。

【遠藤委員長】するものとするということは，資料，情報を提供しろと中央委員会から下部組織に対して言われれば，仕事の一環として必要な限りにおいて下部組織は資料収集をすると思うんですね。したがって，さらに下部組織が関係機関に対して資料の提供なり情報の提供なり，意見照会を求めることができるという権限事項だけを付与しておけば，あとは運用の問題として当然必要に応じてやるような気がするんですが，それではだめでしょうか。

【宮本委員】この点が松尾委員が先ほど言われた重点審査のイメージがわかないということに関係してくると思うので，私のイメージで言えば，中央機関が最高裁から人事評価資料を受け取って，これを該当する下部機関に名簿とともに交付する，そこでそれに基づいて重点を絞り込むのは下部機関が主としてやるということを考えるんです。そうしますと，最高裁に対しても先ほど言いましたような資料を求めるし，個別の裁判官候補者についても，全員かどうかわかりませんけれども，さらに必要な調査を行うということになると思います。そのようなことを個別の裁判官候補者について行うという規定は必要だと思います。

【青木委員】中央と地方との仕事の分担みたいなことはよくわからないんですけれども，例えば今までの例で言いますと３００人，これから裁判所以外からも任官希望者がふえるとして，例えば５００人という審査が必要だといった場合に，その５００人全員にわたって地方ごと，ブロックごとに分割して，そこで審査を行って，また中央でやるというような，そういうイメージなんでしょうか。

【遠藤委員長】そういうイメージではないんだろうと思うんですね。それは中央委員会の方でもちろん全件回ってくるわけですから，全件の資料に委員が目を通していただいて，先ほど来コントラヴァーシャルなケースという話が出ていたわけですが，重点項目について，これだけの資料ではちょっと判断できない，気になると。片や最高裁判所の方にさらなる資料提供を求めたり，それからさらには下部組織の方にこういう調査資料をもっと集めてあれば提供してほしいとか，こういう形でやるのであって，全件

についてそれぞれ下部組織の方でも点検してもらいたいということではないと思います。

【青木委員】私は今，委員長がおまとめになったのに賛成なんですけれども，そのことはある程度きちっと確認しておく必要があるのではないかと思うんですが。

【堀野委員】私は，そういうふうに確認されるとちょっと困るのではないかと思います。下部組織が中央で絞り込んだ問題案件についての調査を下請けさせられる，つまりこの人は問題ですよということを下部に流して，下部もこの人は問題なんだということで，その人たちだけについて今度は捜査官の目でもって情報を収集すると，こんなことをやられると，下部組織の主体性がなくなるし，私はその対象裁判官がたまらんと思うんですね。

【遠藤委員長】私が言っていることは，ちょっと誤解を受けたかもしれないが，この人が問題だからということではなく，問題だと思われる人や事柄については，中央委員会の方から下部の組織の方に対して，この人についての資料，情報をもっと集めてくれという，そういう形での要請をすることになるのではないでしょうか。

【前田委員】中央と下部組織の区別の大前提として，3つの分類を初めにきちっと決めましたよね。要するに，研修所から来る方，それから再任の方，これは基本的に中央委員会マターだと思うんです。その部分について，下部組織で意見を言ったりとか何とかというのはなくて，その部分に関して特に修習生についてはないと思うんですが，再任に関しては，地方によってこの時期特に問題があって，こういう文書がついているけれども，どうだということはあってもいいと思います。ただ，弁護士任官，それから学者任官について，それに相当する資料は下部組織でつくって，それを上げていくというのが大きな骨組みだと思うんですね。ただ，その中で委員長がご指摘になりましたように，もうちょっと積極的に再任なんかに関して地方に権限といいますか，発言をしていただくやり方はあり得るかと思うんですが，大きな流れとして3つの分類のうち2つは中央委員会マターだということをはっきりさせておかないと，どちらが決めるのかと，下から意見をつけて絞り込むみたいなことを下部機関がやってしまったら，中央委員会がやる権限は何なのかという問題にどうしても抵触しますので，それはひいては最高裁の指名権につながってきますので，そこの筋ははっきり，今までの議論で

も私ははっきり皆さん明言はされないけれども，当然とまでは言えないですが，前提として議論されてこられたと思います。ですから，その意味で結論的に申し上げますと，私は地方の下部機関というのは中央よりは小さい組織でいいと，ですから私が中央で７人と申し上げたのは撤回してもいいんですが，今でも７人の方がいいと思ってますが，５人ぐらいの組織が地方ではいいと思っています。

【宮本委員】中央機関が適否についての判断をして，それを最高裁に答申するという権限を持っていることはは疑いない。前田委員がおっしゃったその点はその限りではそうだと思います。ただ，適否の審査をする場合に，これは堀野委員が言った点ですけれども，例えば高松高裁ブロックに３０人の希望者がいるという場合，３０人についてのリストはそこに渡すということになると思うんです。高松の下部機関では何も問題がなければ何も言わなければいい。問題がある場合は，その人が重点審査の対象にされ，そこで調査をする，資料収集をするということになると思います。

そこでは，中央，下部の権限の干渉の問題は全く起きないし，青木委員が言われたような中央，下部の権限の整理はきちっとできると思います。

【松尾委員】今，前田委員がおっしゃったのが判事補から判事のケース，これは前回私がどういうふうに審査をすべきかというのは，その点に絞って申し上げたんですが，今，前田委員のおっしゃったようなやり方でみんな前提で議論していたと言うけれども，私は前提が全然違う議論をしたつもりなんです。つまり，判事補から判事というのはいわば試用期間から「補」がとれるときですから大事だと。その前提としては，１０年間の判事補としての経験が蓄積されているわけだから，その基本的な資料は最高裁が出される人事考課表ということは，それはいいんでしょうけれども，もう一つの基本資料は関係者が裁判官をどう見ているかという判断の集積があってしかるべきではないかと。それは，例えば１０年目で仙台にいる判事補であれば，それまで2つか3つの裁判所を渡ってきているわけですから，それぞれのところで関係者，私が申し上げたのは，弁護士と検事ということですが，その意見を仙台のブロックに集積して，そこのブロックの委員会がまず検討して，それで意見を付すると。それが8つのブロックから上がってきて，それを中央で全員についてやるということになるんですが，先ほど申し上げたように有機的に関連させるとすれば，地方で多少意見が付されたもの，ある

いはマイナスの評価の強かった人について，重点的にそこが審議されるだろうということは，それは自然の成行きですから，恐らくそういう形で地方と中央とを組み合わせた方が私は常識的だろうと思いますし，実際の基本的な基礎資料を生かせる道だと思うんですね。ですから，そういう意味では，そういう前提でということで私はお話し申し上げたので，判事補はすべて中央だ，当然だということにはならないですね。

【前田委員】おっしゃるとおりの面はあると思うんですが，先ほどの議論でも出ましたけれども，最高裁，各裁判所から上がってくる資料のほかに，検察，弁護の資料で人事評価にそのまま使えるものがどれだけあるかという問題はまだちょっとペンディングですよね。それと，議論が固まっていたというのは，先ほどの松尾委員のおっしゃるとおりで，私の方が間違いだと思うんですが，ただ大きな流れとして，一つはいろいろなところを転々とした資料を統一的に見るときに，今たまたまいるところの高裁で集約するのがいいのか，最高裁が全体を，ほかのものとのバランスをとりながら見て，裁判官は動くものですから，それをまとめて先ほどの表のようなものをそろえて，それを中央委員会に出すのがいいのかという合理性の判断の面もあると思うんですね。私は，自然なのは，判事補から判事の世界は，基本的には人事の表をもとにしながら，問題があるものを絞り込んで，それは決して私は偏った当局側の資料に基づいた当局側の判断に引きずられるということにはならないのではないか，私の個人的な考えで申しわけないんですが，そう考えているんですけれども。

【松尾委員】この7月16日の「裁判官の人事評価の在り方に関する研究会」の報告書，これは最高裁でやられた研究会ですが，これは率直にお読みすると，外部の意見についてそれを取り入れる仕組みをつくっていくことについて結論は消極なんですね。ですから，最高裁の人事考課表を基礎資料にするというときに，この取り扱いをどうするのか，最高裁として現在どんなことをお考えなのか，それがかなり重要な要素になっております。

【竹崎幹事】先ほどご説明いたしましたが，外部，特に法曹関係者，検察官，弁護士等のいわゆる裁判に関与する人の意見，これを毎年の人事考課の中に取り入れるシステムが考えられないかという方向で検討しているということです。したがいまして，毎年の人事考課の中に，当事者からの裁判官に対する評価が反映されるということ

を前提にお考えいただきたいと思っております。

【遠藤委員長】それでは，きょうの段階ではこういう取りまとめ方にさせていただきましょう。

問題は下部組織が中央の委員会から求められた資料，情報のみに限って収集すればいいのであって，それ以外のことはやってはいけないのかどうか，それから，意見を集約して出すことはどうか，外部の機関に対していろいろ照会したり，さらに資料収集を求めたりすることはどうか，こういうことに尽きるんだろうと思いますが，きょう少なくとも最小限度ご意見としてまとめられたことは，資料や情報の収集を行うこと，これはもちろん確認されているわけですが，そのほか意見を集約して中央委員会に述べることができる，これもご了解いただきました。それから，さらには中央委員会と同じように，外部の機関，弁護士会等々を含む機関に対して資料，情報の提供を求めたり，意見照会をしたりすることもできると，ここまでは恐らくご異論がないと思いますので，まとめさせていただいて要綱に盛り込ませていただきます。

問題はそこから先ですね。それだけにとどめていいのかどうか。堀野委員がご指摘のように，何かそれ以外の権限は一切シャットアウトみたいにするのは問題だというご発言もございましたので，少なくともそこまではできるということだけ確認させていただいて，要綱に盛り込んでいただいて，それでは足らないよと，さらに幅広く下部組織の権限をこういう形で活用すべきであると，こういう要綱を盛り込むべきであるというご議論が恐らく出てくるんだと思いますが，それは要綱案ができ上がった段階でご意見を出していただきたいと思います。時間の関係がありますので，最大公約数でそこまでのところまでは恐らくご異論がないと思いますので，取りまとめさせていただきたいと思います。

それから，さらには委員の数についてはあまり多くの方々からご発言がなかったんですが，一応５人前後，中央委員会が１０人前後ですから，下部組織も５人前後という形で要綱案をつくらせてください。これについてさらにご意見を承りたいと思います。

それから，委員の任命，これも最小限度，最高裁判所が任命すると，それから構成については裁判官，検察官，弁護士等の法曹関係者を委員にするということと，学識経験者を委員にすること，中央委員会と同じように，この点についてはご異論がないと

思いますので，そこまでは要綱案に入れさせていただいて，さらにそれだけでは不十分だと，もっとほかの関係機関に所属する人たちを入れるべきであるかどうかというご意見は，要綱ができ上がった段階でご意見を出していただきたいと思います。

それから，選任方法についても中央委員会と同じような形で最高裁判所が任命すべきであると，ただ幅広く意見を集約しなければならないというご意見がありました。

それから，委員の任期，再任や勤務形態，常勤にするか非常勤にするかどうか，委員長をどうするか，定足数をどうするか，これらの問題につきましては，かなり技術的な問題でございますので，準備会で，中央委員会と同じように，他の委員会等の規定をも参考にしながら，たたき台をつくっていただいて，次回にご議論いただきたいと思います。

それから，問題はぼちぼち最後のところになりましたが，委員会活動について先ほど鶴岡委員からお尋ねがございましたように，事務局組織はどうなるのか。中央委員会については最高裁の事務総局において，下部組織については全国8つの高裁管内に設置しようというわけですから，高裁の事務局において，それぞれその庶務を処理させるべきではないかという意見をお持ちのようですが，主としてこれにご異論のある方はご意見を承っておきたいと思います。いかがでございましょうか。

【宮本委員】私は事実上，最高裁の事務総局なり，高裁の事務局の職員が実務をになわれることは，賛成ですけれども，事務局としてはそれぞれの中央機関，あるいは下部機関に付置する形で，制度としてはつくっておくべきだと思っております。

【遠藤委員長】ほかに，宮本委員がおっしゃったと同じような意見に賛成の方，いらっしゃいますか。

【曽我部委員】私は今委員長が言われたその形でいいと思うんです。

【堀野委員】宮本委員の意見に賛成です。

【遠藤委員長】ご意見が分かれるところですが，大方のご意見としては私が先ほど申し上げたようなところでよろしいのではないかというふうにお考えのようでございますので，暫定的に要綱案としてはそういう形でおつくりいただいて，さらにご反対の場合はご意見をお述べいただいて，最終的にはどこかで決めざるを得ないと思うんですが，そういう形にさせてください。

それから，基準であるとか手続，スケジュールの明示は，これは恐らくご異論がないと思うんですが，それはよろしゅうございますね。

最後に，これは冒頭の委員会で最後振り返ってみて法律で定めることにするか，最高裁規則で定めることにするか，委員会の名称をどうするかというのは，私は要は中身の問題だろうと思いますので，今日は無理して詰めないで，次回の委員会に改めてお諮りしたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の予定は以上でございますが，全般にわたって何かご意見はございますか。

【長谷川裕子委員】先ほどの中央と下部のあり方について，若干私のイメージが合ってないんです。次回，要綱案が出るということですから，要綱案の中で議論しますけれども，先ほど委員長がまとめられたような形で私はちょっとイメージしていないということだけは申し述べておきたいと思います。

【遠藤委員長】わかりました。

どういうイメージかは次回にもう少し詳しく承りたいと思います。

あと今後の予定に関して，幹事の方からお願いします。

【中山幹事】当委員会の期日は次回１１月２２日金曜日，それから１２月２４日火曜日まで定まってございます。

ところで，現在ご審議いただいている問題のほかに，審議会意見で提言されておりますこととして，裁判所運営に国民の意見を反映させることが可能となる仕組みといった問題もございます。これらの問題につきましても，私どもとしては当委員会でご審議いただきたいと考えております。

そこで，ご多忙のところまことに恐縮でございますが，来年1月以降にも当委員会を開催させていただきたいと存じます。具体的な日程等につきましては，次回までの間に各委員にそれぞれご相談させていただきたいと思いますので，よろしくお願い申し上げます。

【遠藤委員長】それでは，次回は１１月２２日金曜日，午後1時３０分でございますので，よろしくお願いいたします。